

岩手町南山形地域推進班活動について



岩手町:人口 13,608人
5,444世帯
面積 306.5km²
耕地面積 4,810ha
うち田1,470ha
畑3,340ha
総農家数 1,465戸
うち販売農家 1,069戸
認定農業者数 217経営体
農業就業者数 1,971人
うち男性 942人
女性 1,029人

南山形地域:人口289人
121世帯

耕地面積403ha
うち田 61ha
畑342ha

地域内農地所有世帯数96世帯
地域内認定農業者数5経営体

地域推進班体制

(1)班数と括りの考え方

町内に82の自治振興会があり、8つの自治振興会連絡協議会がある。

沼宮内地区には、上・下の自治振興会連絡協議会があるが、農地面積が少ないことから沼宮内は一つにまとめ全町を7地域に分け7班体制。

推進班は農業委員1名、農地利用最適化推進委員2名を基本としている。農地面積の多い一方井地区のみ多く割り当て。

農業委員会の定員法改正前は19名、法改正後、農業委員(10名)・農地利用最適化推進委員(16名)あわせて26名。農地を見る委員が19名から26名に増員したと捉えて、農業委員・農地利用最適化推進委員ともに活動を行っている。

(2)南山形地域推進班

南山形地域推進班は農業委員1名、農地利用最適化推進委員2名の構成。

2 担当する地域の現状と課題

南山形地域は岩手町の東南に位置する地域で世帯数121世帯の中山間地域。

土地改良された水田はあるものの、昭和40年代前半に施工。1反歩に満たない小区画。

畑地は公共事業の導入なし、未整備のまま今に至る。

農業所有者、従事者とも高齢者が多く後継者がいない世帯が多い。

地域内認定農業者5経営体。

3 地域推進班活動

(1)今年度の活動目標と活動計画

①定期的な農地パトロールの実施と農家意向の把握

⇒ 委員の個別対応（担当地区を決めて）

②遊休農地の情報共有と解消の推進 + ③担い手農家への農地集積・集約化の活動

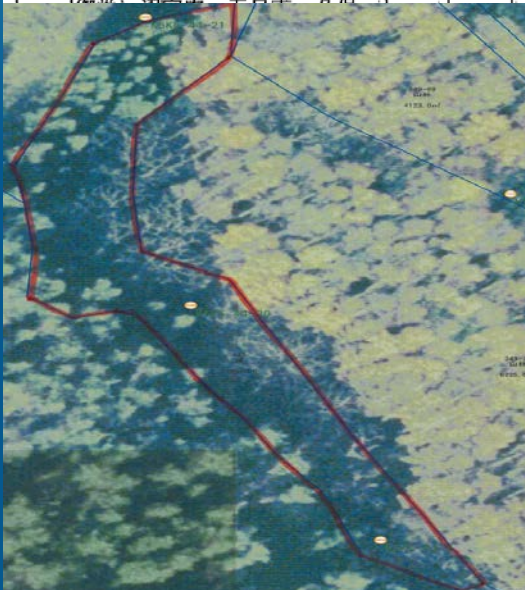
⇒ 農家意向を「あっせん検討表」にまとめて、
総会終了後に推進班が打ち合せ、情報を共有し、手分けして対応

(2)活動経過

①班員打合せによるあっせん検討表の作成

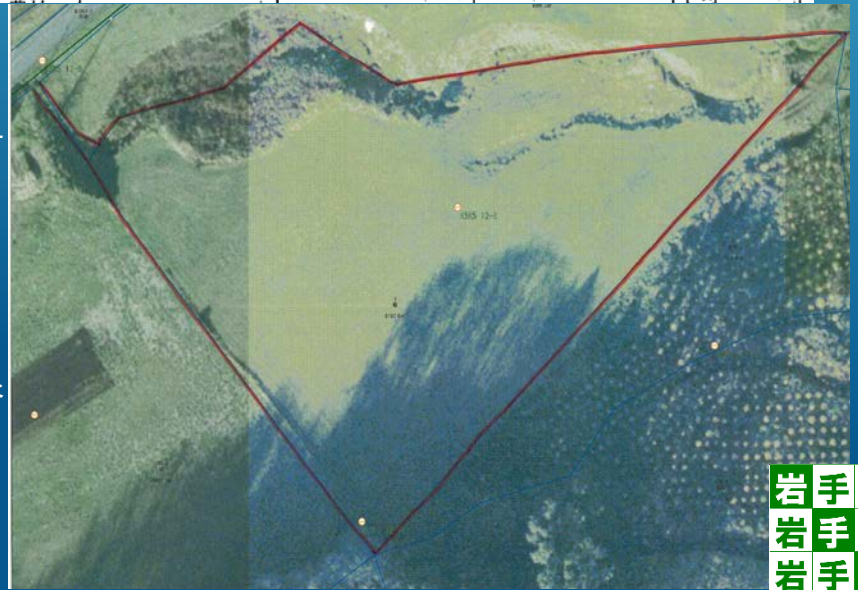
あっせん検討表の筆ごと航空写真を印刷。航空写真と日常の農地パトロールの結果により、現地確認の必要がないと認めた農地は、机上であっせんの可否の判断している。

「農家台帳に関する調査票と農家台帳申告書の記入・提出について」回収に係る農地売却・貸付あっせん検討表										該当項目に✓をつけて下さい			ページ番号	P表面	
No.	大字	地割	番地	枝番	登記地目	現況地目	所有者	あっせんの可・不可	あっせん不可の理由	担当委員	現地確認結果	あっせん先			結果
												希望者	隣地所有者	認定農業者	
1	御堂・沼宮内・五日市・久保・子抱・江刈内・大坊・一方井・土川・黒内・葉木田・黒石・坊・川口	24			田・畑 原野・山林 その他	田・畑 原野・山林 その他		可 不可	農地狭小・異形・未相続・管理不良・取付道狭さく・現況公図不一致・三方山林・四方山林・その他()		農地 非農地				不可 非農地促し 処理中 処理済み
2	御堂・沼宮内・五日市・久保・子抱・江刈内・大坊・一方井・土川・黒内・葉木田・黒石・坊・川口	24			田・畑 原野・山林 その他	田・畑 原野・山林 その他		可 不可	農地狭小・異形・未相続・管理不良・取付道狭さく・現況公図不一致・三方山林・四方山林・その他()		農地 非農地				不可 非農地促し 処理中 処理済み
3	御堂・沼宮内・五日市・久保・子抱・江刈内・大坊・一方井・土川・黒内・葉木田・黒石・坊・川口	24			田・畑 原野・山林 その他	田・畑 原野・山林 その他		可 不可	農地狭小・異形・未相続・管理不良・取付道狭さく・現況公図不一致・三方山林・四方山林・その他()		農地 非農地				不可 非農地促し 処理中 処理済み
4	御堂・沼宮内・五日市・久保・子抱・江刈内・大坊・一方井・土川・黒内・葉木田・黒石・坊・川口	24			田・畑 原野・山林 その他	田・畑 原野・山林 その他		可 不可	農地狭小・異形・未相続・管理不良・取付道狭さく・現況公図不一致・三方山林・四方山林・その他()		農地 非農地				不可 非農地促し 処理中 処理済み
5	御堂・沼宮内・五日市・久保・子抱・江刈内・大坊・一方井・土川・黒内・葉木田・黒石・坊・川口	23			田・畑 原野・山林 その他	田・畑 原野・山林 その他		可 不可	農地狭小・異形・未相続・管理不良・取付道狭さく・現況公図不一致・三方山林・四方山林・その他()	佐々木	農地 非農地				不可 非農地促し 処理中 処理済み



あっせん検討表の番号1番の農地
(左図) 農地に通じる道路も樹木が繁茂、農地にも樹木が確認されることから、あっせんはできない農地と判断した。(2番から4番も同様に航空図をもとにあっせんができない農地と判断した。)

あっせん検討表5番の農地
(右図) 農地に通じる道路の幅員が狭いものの、牧草地として良好に管理されていた。
(地区内認定農業者にあっせんした)



②班員のあっせん活動

意欲ある認定農業者に農地を集積・集約したいが担当地区内の認定農業者数は5経営体と限られており、隣接する地域農業マスタープランの経営体にもあっせんを行っている。

あっせん希望の農地はすべて確認しているが、すべての農地をあっせんする事はできない。
面積が少ない、道路が狭い、日陰、管理不良など...

あっせんできなかった農地をストックして、まとまった面積になった時、農地貸借ができないか考えている。

担当する「子九十地区」の農地現況と活動の目標

畑はおおむね良好に利用されている。

田は不整形だったり、低地は湿田だったりで未利用・未管理の箇所もある。

南山形地域で大規模に水田耕作を行っている農業者はいない。
畑地化したくても湿地は畑地化できず。

条件のよい水田は野菜農家酪農家に貸付、区域がまとまったら、
農地中間管理事業に乗り換えることを目指している。



③班員の啓蒙活動

農地所有者→農地を適正管理しなければ、農地を借り受ける人も探せない。
適正管理のお願いをしています。併せて未相続農地については相続促し。

農地借受者→地区内農地保全は、移動時間の節約や地区内互助につながり、
そこに住む皆さんの住環境を守ること。

(3)地域推進班活動の評価

①活動体制について

地域推進班3名が今まで培った人とのつながりを利用し農地あっせんを行っている。
活動体制は良好であると考えている。

②活動内容と成果

地区内認定農業者は5名、すべて畜産農家である。隣接する北山形地域の野菜農家にも農地
あっせんを行っている。

(4)地域推進班活動の課題と下期の活動計画

①農家意向の把握と農地あっせん活動の課題

平成27年から農業経営意向調査をやっている。農地を貸し出したい方がとても多い。
農地を借りたい方はいるにはいるが...

農地を貸したい>農地を借りたい

条件のよい農地しかあっせんが進まない
左の農地はキャベツ農家が借りて利用

右の農地は借り手なし、自己管理中



現実

貸したい方はとにかく貸したい。

借りたい方は条件のよい場所を
まとまった面積安く借りたい。



②下期の活動計画

地区内農業者のほとんどが高齢者である。同居の後継者も少数に限られ、今後農業をやめていくことが推察される。

農地は未整備、大型トラクターの通行が困難な農道が多い地域であることから未利用農地が増加していくと思われる。

あっせん希望の農地は全てあっせんしていくが、全ての農地をあっせんすることはできない。面積が少ない、道路が狭い、日陰、管理不良など。。。。。

あっせんできなかつた農地をストックして、まとまった面積になった時、農地貸借ができないか考えている。

このため、農地の維持管理の啓蒙はこれまでどおり継続していく。

また、非農地の要件を満たす農地は積極的に非農地判断を行い、将来残すべき優良農地を維持することを考えていく。